

新	旧
<p>第8条(ポイントの付与等) <u>なお、お客さまが第2条第1号のいずれかの要件を満たさなくなった場合またはお客さまからの申出によりもしくは第11条第2項(第12条第2項において準用する場合を含みます。)の定めによりTポイント利用手続きが解除された場合、Tポイント支店における取引においてTポイントの付与はなされず、利用もできません。</u></p>	<p>第8条(ポイントの付与等) <u>なお、お客さまが第2条第1号のいずれかの要件を満たさなくなった場合またはお客さまからの申出によりTポイント利用手続きが解除された場合、Tポイント支店における取引においてTポイントの付与はなされず、利用もできません。</u></p>
<p>第11条(公営競技入金) <u>1. Tポイント支店のお客さまは、当社所定の公営競技サービス口座への入金を目的として、当社所定の条件にもとづき、当社所定の方法により、Tポイントを利用した代表口座円普通預金への振替(以下「Tポイント振替」といいます。)を行うことができます。</u> <u>2. 当社は、Tポイント支店のお客さまが、Tポイント振替を行ったにもかかわらず公営競技サービスへの入金を実施しないことを繰り返すなど、前項のTポイント振替を同項所定の目的のために行っていないと認める場合には、お客さまのTポイント利用手続きを解除することができます。</u> <u>3. Tポイント支店のお客さまが第1項のTポイント振替を行った場合に、お客さまが、当社または第三者に対して支払を遅滞している、Tポイント支店の代表口座円普通預金から引き落とされるべき他の債務があるときには、当社は、当社の任意の順序により、お客さまが前項に基づいて振替を行った金額を、当社所定の方法および条件にもとづき、原則として他の債務の支払いに充当するものとします。</u></p>	-
<p>第12条(外貨普通預金口座への預入れ) <u>1. Tポイント支店のお客さまは、当社に開設された外貨普通預金口座への預入れを目的として、Tポイント振替を行うことができます。</u> <u>2. 前条第2項の規定は、Tポイント支店のお客さまが、前項のTポイント振替を同項所定の目的のために行っていないと認める場合について、前条第3項の規定は、Tポイント支店のお客さまが、前項のTポイント振替を行った場合に、お客さまが、当社または第三者に対して支払を遅延している、Tポイント支店の代表口座円普通預金から引き落とされるべき他の債務があるときについて、それぞれ準用します。</u></p>	-